

犬・猫との共生を目指して！

～ 千葉市動物保護指導センター ～

1. 動物を正しく飼養、管理しましょう。

ペットとして飼養される犬や猫、飼い主のいない猫等に関する問題を起こさないよう、以下の点に注意して飼養、管理しましょう。

① 犬の散歩時のマナーについて

千葉市の条例で**犬の放し飼い**は禁止されています。公園に誰もいなくても放してはいけません。制御できる長さのリードでお散歩してあげてください。また、「糞は持ち帰る」「おしっこは水で流す」など適切に処理してください。



② 犬の鳴き声

人によって生活リズムや音の感じ方は様々です。飼い主には気にならない鳴き声も迷惑になっている場合があります。動物の習性や行動から原因を探り、対策しましょう。しつけ方教室への参加、獣医師・訓練士等への相談も。



センターでもしつけ方教室を開催中。参加ご希望の方はお申し込みください。詳しくはHPで。

③ 猫の放し飼い

飼い猫を外に放すことで、「糞尿されて困っている」「車に傷つけられた」など近隣の方が迷惑を受けることもあります。迷子や交通事故等を防ぐうえでも**室内飼**いに努めましょう。



④ 飼っている猫の増加

動物の多頭飼育で管理しきれない相談が増えています。特に猫は繁殖力が高く、4～8匹の子猫を年2～3回産みます。とにかえしのつかないことにならないよう**不妊手術**をおこないましょう。



⑤ 動物の遺棄や虐待

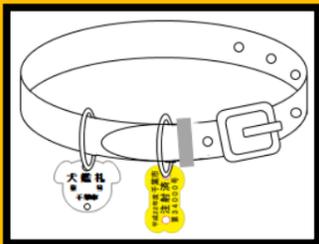
・動物の遺棄や虐待(ネグレクト含む)
→ 1年以下の懲役
または100万円以下の罰金
・動物を殺したり傷つける
→ 5年以下の懲役
または500万円以下の罰金



2. 犬の登録・狂犬病予防注射の管理

犬の飼い主には「**犬の登録**」(生後3か月以上の犬)と「**年に1度の狂犬病予防注射**」が義務付けられています。登録時に発行される「**鑑札**」と注射後に申請いただき発行される「**注射済票**」には**装着義務**がありますので首輪等に必ず装着してください。

また、「**飼い主が変わった**」、「**引っ越した**」など登録内容に変更が生じた場合や、犬が死亡した場合には、区役所や、**センターへの届出**が必要で



3. 飼い主のいない猫について

「糞尿されて困る」「猫が増えている」など飼い主のいない猫に関する問題が増えています。千葉市では以下のルールのもと地域住民で適正に管理する**《地域猫活動》**を推進しています。

～地域猫活動のルール～

- ① 不妊去勢手術
不幸な猫を増やさない！耳先カットで判別！
- ② 糞尿の掃除
トイレの設置や排泄物の回収と掃除を！
- ③ 餌の管理と餌場の清掃
決まった時間の餌やりと餌皿の回収の徹底！
- ④ 地域の理解を得る努力
活動内容について近隣の方にお話を！

ルールを守って地域猫活動に取り組もう！

4. 動物の譲渡

収容した迷い犬や負傷ねこなど、元の飼い主が現れない動物などについて、新たな飼い主のもとで生涯をまっとうできるよう**譲渡**を行っています。

譲渡にあたっては、**終生飼養**や住居環境など複数の条件がありますので、HPを確認いただくか、お問い合わせください。

譲渡可能な動物は、HPに掲載されています。



千葉市動物保護指導センター

住所：千葉市稲毛区宮野木町 445-1
TEL：043-258-7817
平日：8：30～17：30



生き物 いっしょに生きる

動物のことを知ろう

- ・動物も喜んだり、悲しんだりするよ。
- ・ほめられると、うれしいよ。
- ・たふたり、けられたり、いじめられると、悲しむよ。

ぼくたちといっしょだね。

本当に飼えるかな

- ・ほれかがお世話をしないと、その子は生きていけないよ。
- ・おみはずーっと飼ってあげられるかな。飼うときは大人と相談しようね。
- ・その子が病気になっても、世話をすると約束してね。
- ・飼えないからといって、動物をすてると、おまわりさんにつかまるよ。

よく考えてから、飼おうね。

正しい飼いかた・関わりかたを知ろう

- ・犬のリードを放してはいけないよ。
- ・外でしつこくうんちを排泄する。家でトイレするように育てようね。
- ・猫は、お部屋の中で飼ってあげようね。

まわりの人に迷惑をかけないように、飼おうね、お世話をしようね。

動物のこと・飼い方、

どのくらい知ってますか？

子犬・子猫は何匹生まれるでしょう？

→子猫：4～6匹 子犬：6～8匹

望まれない子供がうまれないように不妊・去勢手術しましょう。

公園や広場で犬を放してもいい？

→NO 放し飼いは禁止されています。伸びるリードもやめましょう。

クレート(キャリー)に入れているのはかわいい？

→NO クレートに入ってくれないと、病院に連れていく時、旅行の時、避難する時に困るよ。

外だからどこでもうんちおしっこしてもいい？

→NO 電柱や塀など、すべてのものには所有者がいます。自分のものにおしっこやうんちかけられたら、どんな気持ちですか。

飼えなくなった動物をこっそり捨ててもいい？

→NO 動物を捨てたり、虐待するのは犯罪です。罰金、懲役などの罰則があります。

かわいい野良猫と目が合ったから、えさをあげる？

→NO えさをあげることは、その動物に責任をもつということです。不妊手術や屋内で飼うなどの世話をできないのであれば、してはいけません。